嘉麻市下山田（吉庵）事業用地の予約販売申込み　質疑応答

	質問日	分類	質問	回答	回答日
1	R8.10.15	申込要件	長期の賃貸借契約による土地活用は可能か？	現在公開中の第3回公募（11/16〆切）においては、土地を取得（購入）していただける企業を申込要件としております。 したがって、第3回公募の時点においては、賃貸借契約による土地活用を行うことができません。 ただし、第3回公募が不調に終わった場合には、次回公募に向けて募集要件の見直し等を検討いたします。 その際には、ご質問の件についても検討いたします。	R8.10.26
2	R8.10.15	基礎資料	ボーリング調査結果は提供できるか？	令和8年10月26日付で嘉麻市HPにおいて公開いたしました。 以下URLよりご確認ください。（資料名：ボーリング調査結果　土質ボーリング柱状図） https://www.city.kama.lg.jp/site/kigyouyuchi/40444.html#sp_headline_0	R8.10.26

嘉麻市下山田（吉庵）事業用地の予約販売申込み　質疑応答

	質問日	分類	質問	回答	回答日
3	R8.10.15	申込要件	土地について、購入希望者の提案内容に応じて分筆を行い、一部のみを購入することは可能でしょうか。	第3回公募時点においては、公募対象区画は、約4.8haの１区画のみとしております。またご希望に応じて、併せて留保区画の約0.2haの分譲も可能としております。 当該地については、地質調査等の結果、複雑に起伏した地山に盛土をして形成された地歴が確認されています。土地を区画割した場合には、その区画ごとに建物等の配置に制約が生じる可能性が懸念されることから、現時点においては分譲区画を１区画とすることとしております。 しかしながら、公募を重ねても優先交渉権者が決定しない場合には、条件を緩和しながら公募を継続する予定としておりますので、土地の一部を区画割して売却する可能性も今後考えられます。	R8.11.2

嘉麻市下山田（吉庵）事業用地の予約販売申込み　質疑応答

	質問日	分類	質問	回答	回答日
4	R8.10.15	申込要件	当社が購入する場合と、当社のクライアント企業が購入する場合とで、応募条件や手続きに相違がございましたらご教示ください。	お申し込みには、実施要領２（P7）に記載の申込要件を満たす企業及び事業に該当することが必要であり、これは共通事項となっております。 お手続きに相違がある場合として想定されるのは、実施要領２の(1)の③「デベロッパー又はゼネコンが幹事となり立地企業と共同で申し込む場合は、市長が認める事業者」に該当する場合があります。ご質問のあった「クライアント企業が購入する場合」は、これにあたるものと考えられます。この場合、デベロッパー又はゼネコンと共同申請していただくという点（単独申請不可）で他の場合とお手続きが異なります。 また、「市長が認める事業者」は、案件に応じて個別に判断することとなりますので、随時ご相談ください。 なお、実施要領２の(1)の③に規定する「デベロッパー又はゼネコン」には、いわゆるサブコンも含まれます。	R8.11.2